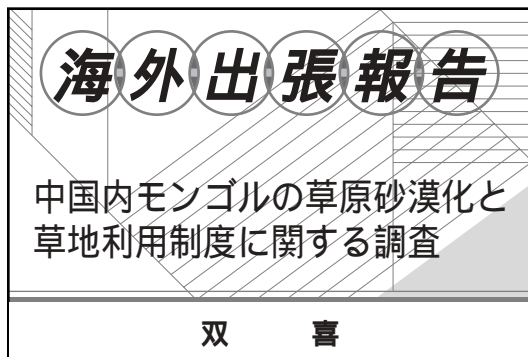




8月1日から8月28日にかけて、文部科学省科研費プロジェクト「草原の砂漠化と草地利用制度に関する計量経済研究」（代表者：鬼木俊次）の一環として中国内モンゴル自治区で現地調査を実施した。

本プロジェクトでは研究対象地域を中国内モンゴル自治区の草原とモンゴル国の草原、すなわちモンゴル高原での草原地帯に限定し、両国がそれぞれ草原の砂漠化に対してどのような草地利用制度を実施してきたか、またその草地利用制度が草原の砂漠化防止にいかなる効果および影響をもたらしたのかを明らかにするとともに、両国の比較研究を行い、今後の草原地帯全体の退化・砂漠化防止に役立てようとするものである。

ここで中国内モンゴル自治区において実施した調査結果を簡単にまとめておこう。内モンゴル自治区の草原地帯では、草原の退化・砂漠化は深刻化し現地農牧民の生活や生産に甚大な悪影響を及ぼしているばかりでなく、黄砂が頻発する原因となっている。こうした草原の退化砂漠化に対し中国は様々な草地利用制度を実施してきた。まず、1980年代初期の家畜所有権と畜産経営権が集団所有・経営から個別農家所有・経営へ転換されるにつれて、草原の利用権も多くの場合集団の共同利用から農家の個別利用へと転換された。これを「草地の請負制度」と言い、その請負契約期間は最初の5年間から後に30年間へと伸ばされた。これは草地の請負期間を長期化することで利用者の草地の退化・砂漠化防止への投資を促そうというものである。また、草地の過放牧問題に対しても農家の家畜飼養頭

数を制限する制度を設けている。さらに2000年以降、「退牧還草」（家畜の放牧を止めさせて草地を自然草原に戻す）、「禁牧」（家畜の放牧を禁止する）や「囲封転移・生態移民」（草原を囲い込み、その中に居住していた農牧民と家畜を他の地域に移住させる。中国では移住される農牧民を生態移民、その移住先を生態移民村と呼ぶ）などの草地環境保全策を実施している。

これらの草地利用制度とその関連制度、特に2000年以降の草地環境保全策の実施が草地生態環境の保護や回復という側面で比較的良好な成果をもたらしつつあることは多くの新聞などで報じられている。ただし、その成果は中央政府と地方政府の補助金と強制的に押し進めてきた草地利用制度や草地環境保全策の結果であって、現地住民の自主的な取り組みは未だに見えてこないという問題がある。その理由は現地の農牧民の所得が低く経済的に草地環境保全へ投資する余裕がない上に、政府は現地の農牧民の所得増加という課題を後回しにしてきたからである。

中国政府は草地生態環境の保護や回復においてさらなる成果を挙げるには現地住民の自主的な取り組みが必要不可欠であり、今までの政府の一方的な強制政策を農牧民参加型政策へ転換させる必要があろう。現地住民である農牧民を砂漠化防止など草地環境保全へ自主的に取り組ませるには農牧民の所得増加という問題を砂漠化防止など草地環境保全と同様に重視することが重要である。農牧民の所得が上がれば草原の砂漠化防止や草地環境保全へ自主的に取り組むようになるし、官と民が一体になって取り組めば中国における草原の退化・砂漠化問題は解決に向けてさらなる成果が期待できよう。